

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル</p>